八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾　邁夫
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　26,500
定価　1部5円

隅々まで丁寧に
雨の日は延期します
7月27日～8月14日
夏の大掃除

本格的な夏となりました。今年も夏の大掃除が七月二十七日から各地区で行われることになりました。これからが、恐しい伝染病が非常に多く発生する季節になりますので、特に床下などじめじめしていて衛生上よくありませんので、この機会に薬剤などを撒布し、日頃手の届かない所を清潔に保つて、伝染病予防のために一軒のこらず入念に実施していただきますようお願いします。（日程は下表のとおりです）

方法

○建物の内外、特に不潔なところは入念に掃除する。
○部屋には光が十分入るよう工夫し、風とおしをよくする。
○床下へも風を十分にとおし、湿つた所は乾いた土や砂を入れ石灰を撒布する。又D・D・T粉末、B・H・C粉末を撒布する
○家の内外の「すゝ」を取り、天井裏の「ごみ」や「ほこり」を出し、特にねずみの出入口を塞いでおく。
○便所・ごみだめに殺蛆剤を撒布する。

注意

一、雨天の場合は中止し、あとで次の日取りを通知します。曇りでまぎらわしい時は、係員が自治振興委員さんまで連絡します
二、自治振興委員さんまたは係員が検査に行き、施行済証をお渡ししますから、見やすい場所に貼つて下さい。
三、己むを得ぬ事情のため掃除日を変更される時は、前日までにその理由と実施日を自治振興委員さんまで届けて下さい。（なお実施日は指定日より以前にされるようお願いします）
四、掃除の当日、仕事を休みたい方で勤務先へ証明書の必要な方は、市役所衛生課と各出張所または自治振興委員長さん宅で証明書をお渡しします。
五、便所またはごみ箱にまく殺蛆剤は昨年同様無料で配給します（約一升）配給は掃除当日地区内の適当な場所で行います
六、当日の「ごみ」は掃除地区内に集積場を表示（赤旗を立てる）しますから、その場所に必ず捨てて下さい。時間は午後三時までです。後は各自のごみ箱に入れて下さい。

掃除人夫斡旋

布施公共職業安定所では、今年も大掃除の掃除人夫をあつせんしています。ご希望の方は前日の午後二時までに市役所広報課（電話八尾三八八一）へお申込み下さい。
日当は一日（労働時間八時間）男五五〇円、女四〇〇円で弁当は本人が持参します。

人権擁護相談

とき　八月二十日（三時―四時）
ところ　八尾市役所
人権を犯されてお困りになつておられる方はご相談においで下さい。
相談内容の秘密は固く守ります。

敬老金の申請
八月一日から十五日まで

老人に幸わせな余生をおくつていたゞくために、敬老の意を表し同時に福祉の増進を図る一助として当市では昨年敬老金条例が制定されました。今年もその条例にもとづく受給申請の時期がきましたので左記の事項に該当するご老人は八月一日から十五日までの間に福祉事務所か市の出張所へもれなく申請の手続きをして下さい。申請用紙は福祉事務所と出張所にあります。

資格

来る九月一日現在で市内に引続き五年以上居住している満八十才以上の方（即ち、明治十一年九月一日以前に生まれた方で、昭和二十八年九月一日以前より引続き今日まで市内に居住している方）この敬老金は本人か、扶養義務者の方などの申請にもとづいて支給されることになつていますので、申請がない時は敬老金の給付を辞退されたものとして処理しますから、ご了解願います。また今年からは申請する時に戸籍抄本または住民票記載事項証明書はいらなくなりました。

必ず居住地に登録
届出は十四日以内に
住民登録

住民登録法が施行されてから今年は六周年目に当ります。

この制度が昭和三十七年七月一日全国一斉に実施され、日本国民は全部登録されたのでありますがその際登録にもれた方や、その後住所を変更したり、新たに世帯を定めておりながら届出を忘れておられる方は、是非この際一刻も早く市役所か出張所へ届出て下さい

住民登録は、市内の住民全部を世帯ごとに登録し、市民の居住関係を公認する制度でありまして、市が行つていますサービス行政事務はすべてこの住民登録を基礎にして行われます。従つて登録されていないとき、または実際に住んでおられる所と住民登録をされている所が違つている場合は選挙、入学、予防接種、お米の配給、国民健康保険加入の時などに色々不便があるばかりでなく、印鑑証明や不動産登記等にも支障を来たすなど住民としての利便を受けられない結果となります。今後も住所、届出事項などに変更があつた場合は、その日から十四日以内に届け出て下さい。

またこの法律に違反すると五百円以下の過料に処せられることがありますからご注意下さい。

なお登録届に関する詳細は市役所戸籍課及び各出張所でお尋ね願います。

八尾市告示第四一号
八尾市職員之証の無効公告
一、八尾市職員之証第一五八号
昭和三十年十二月一日発行
右の証明書は昭和三十三年六月十一日以後無効とする。
一、八尾市職員之証第六四三号
昭和三十三年四月八日発行
右の証明書は、六月十日以後無効とする。
昭和三十三年六月二十四日
八尾市長　脇田幾松

十五議案提出
七月定例市会

去る十六日開会されました七月定例市会には次の十五議案が提出され、現在関係各委員会で慎重に審議されています。次の本会議は二十三日午後一時から議事堂で開かれます。

❶市立病院財政運営のための長期借入金に対する専決処分承認の件
❷昭和三十三年度八尾市特別会計病院事業費公募債議決一部変更の件
❸昭和二十八年度市立病院事業費公募債議決一部変更の件
❹大阪府都市競艇組合規約中一部改正の件
❺八尾市建設計画審議会設置条例制定の件
❻八尾市庁舎市民ホール使用条例制定の件
❼八尾市市税条例中一部改正の件
❽昭和三十三年度八尾市一般会計第一次歳入歳出追加更正予算の件
❾昭和三十三年度八尾市特別会計競輪事業費第一次歳入歳出追加更正予算の件
❿昭和三十三年度八尾市特別会計病院事業費第二次歳出更正予算の件
⓫昭和三十三年度八尾市特別会計国民健康保険事業費第一次歳入歳出追加更正予算の件
⓬八尾市公平委員会委員を選任するについて同意を求める件
⓭八尾市固定資産評価審査委員会委員を選任するについて同意を求める件
⓮八尾市国民健康保険運営協議会委員の選任に関する件
⓯八尾市監査委員を選任するについて同意を求める件

防火図画・標語の募集
九月中に消防署へ

消防署では、児童生徒の警火心を高めるとともに、各家庭における防火思想の普及徹底をはかるため、火災予防協会の後援により防火図画及び防火標語を次の要領により募集することになりました。

防火図画

主題は、火の用心によつて築かれる明朗で建設的なもの、例えば不燃家屋、防火避難設備の行届いた状態などと防火標語を組み合せたもの、または防火に無関心のために起つた暗い破壊的な場面と防火標語を組み合せたもので、市内の高、中、小学校に通学する児童生徒の未発表の作品に限ります大きさには制限がありませんが裏面に学校、学年、氏名を書き、八月一日から九月末日までの間に消防署予防係へお送り下さい。

審査の上一等一名、二等二名、三等三名に賞を、佳作二十四名には粗品を贈ります。

防火標語

火災が非惨であることを認識させると共に予防心を啓発するもの

民謡踊り大会

教育委員会では八月九日、夜七時半から十時までの間、山本球場で民謡踊り大会を行います。去る五月に各地区で行いました〝民謡踊りの講習会〟のときの民謡を主に行いますから婦人会、青年団など誘い合せて多数ご参加下さい。

火災報知機の設置

（問）市内に火災報知機を設置する計画はないか。（一市民）

（答）火災報知機は消防上重要な施設で数年前から計画し種々検討してきましたが、現在、当市の市街地構成、人口などからみて設置数、保守、管理の点から設置の時期は申し兼ねます。幸い八尾局電話が昨年自動式に改良され、非常電話（火災専用一一九番）も消防署に設置されまた、かなり普及しましたので火災通報には相当実効を收めています。

火災の早期通報は消防上極めて重要ですので、付近の電話や駐在所、派出所などの警察電話を利用して、早期通報にご協力下さるようお願いします。

なお、大阪府下で火災報知機を設置している都市は大阪市だけで、その他の衛星都市では未だ設置されていません。

（消防署）

ラジオの音を低く

（問）ラジオやテレビの音は各家庭内で聞くだけの高さにするよう、各自の注意を促していただきたい。アパートや長屋では殊にこの被害が大きく、非常に迷惑する。（一市民）

（答）夏季には各ご家庭の窓や戸口を開放されるので、ラジオやテレビなどの騒音の取締りを

夏季大掃除日程表

施行月日	施行区域
七月二十七日（日）	志紀住宅、弓削、田井中、天王寺屋、二俣、（老原、南老原を除く）
二十八日（月）	植松、晒、渋川の一部（鉄道宿舎渋川南町会）、安中の一部（関西線南側）、老原、南老原
二十九日（火）	安中、渋川（関西線より北側、八尾高前を除く）、八尾座、南栄町、光南町、安中住宅、安中府営住宅
八月　一日（金）	久宝寺本村、願証寺、安中の一部（八尾高前）、亀井の一部（日本鉄工社宅その他）
三日（日）	常振全地区、西郷山城町、北山城町、北城町、東和町全部、（近鉄線以北、八尾―枚方線以東）
四日（月）	八尾、大信寺、西郷（近鉄線以南）西＝八尾―枚方線、東＝西郷、木戸境界、南＝八尾―平野線
五日（火）	穴太全域、佐堂、三津、高砂、真砂、大信寺の一部（東＝藤井寺―八尾線西側、西＝大阪―八尾線東側）
六日（水）	竹渕、亀井、跡部、太子堂
七日（木）	長八尾（木戸、東郷、庄の内、成法寺、今井、別宮）山本共同住宅、八尾公団住宅（庄の内住宅）
八日（金）	南高安地区（近鉄高安駅前、高安住宅、高安園分譲住宅を除く）
十日（日）	山本北部（近鉄線北側全部）小阪合、中野、上之島、万願寺、福万寺、上代
十一日（月）	山本南部（近鉄線南側全部）高安駅前、高安住宅、高安園分譲住宅、曙川全地区
十二日（火）	高安全地区（万願寺を除く）
十三日（水）	大正全地区
十四日（木）	西郡全地区

近鉄市内バス
新路線開通

近鉄バスの新路線が、去る七日から開通しています。一つは布施駅前から国鉄八尾駅までの大運線が延長して、志紀車庫前までとなりました。従つてこの路線の市内の停留所は久宝寺口、久宝寺、本町橋、表町、八尾郵便局前、光南町、国鉄八尾駅前、植松、太子堂、老原田井中、志紀住宅前、志紀車庫前となります。

運行時間は、志紀車庫前の初発が六時二十三分、終発が十九時二十八分で一日二十一往復が運行されています。なお料金は太子堂―志紀間十円となつています。

他の一つは先に開通した八尾吹田間のローカル線として、国鉄八尾駅前から近鉄八尾駅前に新しい停留所五つを増設し、短区間の利用者の便が増進されました。

このバスは国鉄八尾駅前から表町まで既設の近鉄バス停留場に停車し、ここから先、今回新設された穴太、穴太神社前、佐堂の各停留場を経て八尾の里へ行きます。

運行時間は国鉄八尾駅前の初発が七時、終発が二十時五十二分で一日二十四往復が走ります。料金は八尾八戸の里間が二十円です。

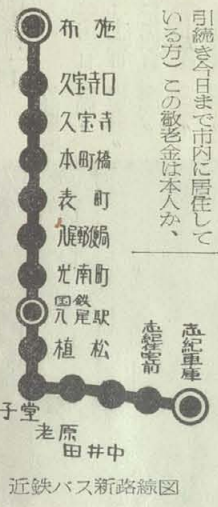

近鉄バス新路線図

庁内課室変る

市庁舎の増築落成に伴う本館の部屋の模様替などにより、庁内各課の配置が変りました。これを機会に今まで本庁玄関左側にありました受付が正面に移り、来庁される皆様方に気軽にご利用頂けるよう明るい受付に改装しました。

なお各課の配置は次の通りです。

一階本館＝収入役室、市民相談室、広報課、記者室、使丁室、会計課、市金庫窓口、戸籍課、新館＝税務課、徴税課

二階本館＝市長室、助役室、秘書室、人事課、庶務課、財務課、新館＝衛生課、国民健康保険課、商工課

三階本館＝正副議長室、議事堂、議員控室、市議会事務局、公平委員会室、人権擁護委員会室、新館＝土木課、建築課、農林課

四階本館＝監査委員室、傍聴席、新館＝教育委員会室、同事務局、選挙管理委員会事務局、第一、第二会議室

―7月25日までにお納め下さい―

固定資産税第二期分の納期限は7月25日です。三期、四期分もその時に納めて頂きますと前納報奨金をその場でお渡ししますから、印鑑をご持参下さい。

―固定資産税第二期分―

市民ホールに移転

夜間、日曜も開館（図書室）

公民館

公民館は大信寺の旧館から、市庁舎の市民ホール一階に移って活動をしています。

昭和二十五年に設置されてから満八年になりますが、この機会に公民館の設立趣旨や活動状況について再度ご紹介し、市民の皆様と共に更に前進したいと思います。

公民館は終戦後に生れたもので日本特有の施設です。それはどこの世界にも見られない構想によって生れたもので、教育とは学校で青少年を対象として行うだけでなく、大人も子供もお互に睦み合い教養を高めていかなければならないということで設けられた社会教育施設です。

従って公民館は市民の〝茶の間〟であり、市民相互の親睦交友を深めてゆく〝人間形成の場〟でもあるわけです。言葉を変えて言いますと公民館は市民を対象としての文化交流の場として、地域社会の実際に即した教育、学術文化に関した事業を行っている所です。

当市の公民館は昭和二十五年に開設され、地域社会の文化向上のために、幾多の人たちのご協力によって活発な活動を続け、去る二十九年には優良公民館として文部大臣賞を受けました。

今回市民ホール一階に移った公民館は、皆様に利用していただく部屋として講座用の集会室、図書室、資料室、和室の集会室、中央ホールがあります。また公民館の教育用資材の主なものとして、映写機、録音機、電蓄、映画用フイルム、幻灯スライド、紙芝居、レコード、図書、ピアノ、料理器具などがあり、今年中にはテレビも購入する予定です。

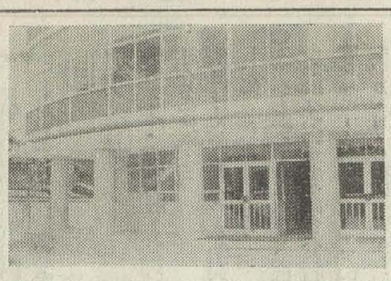

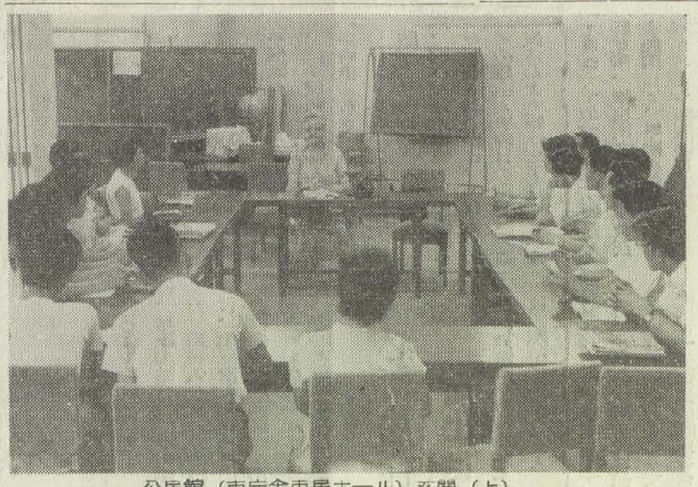

公民館（市庁舎市民ホール）玄関（上）
第二会議室での成人学級英会話講座（下）

毎週定期講座を開設

先月の市制十周年記念行事の一つとして綜合展が開かれましたが、この綜合展は公民館が中心となって行ったもので、新庁舎の二三階二百五十坪の会場に絵画、彫刻、写真、書道など約六〇〇点が出品され、三万人の観覧者が連日会場を賑わしました。今後は公民館の中央ホールを常設的な展示場として市民の皆様に開放する予定です。

定期講座としては、現在成人学級書道、合唱クラス、写真絵画、英会話、料理の七講座があります。これらの講座には市民または市内の事業所に勤務しておられる十六才以上の方は誰でも参加できます。一般に程度が高いと言われていますが決してそんなことはありません。

図書一万册を蔵書

視聴覚教材の貸出も

当市には独立した図書館がありませんから公民館がこれを兼ねています。現在約一万冊の蔵書があり、毎週土曜日を除いて毎朝九時から、夜九時まで（日曜日は五時まで）何時でも室内閲覧に供し、館外帯出の事務も行っています。

このほか視聴覚教材の紙芝居、幻灯スライドも貸出しを行い、映画フイルムも有資格者に貸出していますからご利用下さい。また公民館の講座とは別に映画教室、鑑賞会、レコードコンサートがあり、講座出身者、参加者による友の会も組織され、日曜画家の会などは自主的なグループとして活躍しています。

夏期巡回映画会

公民館活動として、また市制十周年記念行事の延長として今回市周辺地区を対象に夏期映画会が行われます。日程は次の通りですが映画は、▽母を求める子ら▽色彩映画、▽教育映画、▽ニュース、マンガを、毎日午後七時十分から二十時四十分まで映写します。

日程（図書閲覧室）

七月二十一日　竹淵地区
二十二日　曙川〃
二十三日　南高安〃
二十四日　高安〃
二十五日　大正〃
二十六日　西郡〃
二十七日　恵紀〃
二十八日　山本〃

会場

地域内各小学校々庭で山本地区は北山本小学校

二十日から開校

大和川で水練学校

七月二十日から例年通り近鉄国分駅下車修徳学院前の大和川で、市後援の水練学校が開かれています。

八月十九日までの一カ月間、青少年育成道場として、正しい日本泳法を講習します。参加資格は小学三年以上の方で会費は六百円、特典として学生定期証明書が発行されます。

子供の夏季リクリエーション・センターとして初心者も大いに歓迎しています。申込みは会場へ直接お出で下さい。

事務局設置を審議

自振 日赤 第八回定期合同総会

自治振興委員会と日赤奉仕団の第八回定期合同総会は、去る六月十八日午後二時、脇田市長、羽多野市議会議長、今井田日赤大阪府支部長代理来賓多数を迎え、新装なった「市民ホール」で盛大に行われました。

まず萩原南高安地区委員長の司会で大儀副会長の開会の辞にはじまり、山下萱振地区委員長、岡本南高安副委員長、小池日赤八尾第二地区連合副分団長の三氏を議長団に選出、菅村会長より、今後とも当会団の発展を期し市制十周年を迎えた八尾市の大計画実現に協力したい旨のあいさつがあった。ついで来賓祝辞のあと、資格審査委員長報告があり総会成立。事業報告に移り、国尾八尾第三地区委員長の三十二年度自治振興委員会事業報告、池上安中地区委員長の奉仕団事業報告、加仲八尾第二地区委員長の会計報告があり、いずれも承認。議事に入り、南高安地区提案の「自治振興委員会事務局設置に関する件」の提案説明が行われ、広く自治振興委員会のあり方について活発な討論が行われ、採決の結果、本件は各地区委員会及び幹事会付託と決した。

終りに脇田市長発声で自治振興委員会並に日赤奉仕団の万歳三唱菅村会長発声による八尾市の万歳三唱が行われ、永谷恵紀地区委員長の閉会の辞をもって、本年度総会は有意義且つ盛会の裡に無事終了した。

なお、事務局設置については、去る七月十日の幹事会で、各地区委員会の意見を持ち寄り、地区委員長による無記名投票の結果、投票総数十五のうち反対票十二、賛成票一、保留票一、未決定票一で事務局設置に関する審議は打切られた。

耐火構造建築の説明会

都市不燃化の実施は我が国建築行政上の緊急要務であります。大阪府では都市の不燃化、宅地の高度利用、住宅難緩和等のため都市の中心部に耐火構造の店舗付共同住宅建設を推進するため直接市民の皆さんと懇談し「防火建築帯指定」「耐火助成金交付」等についての説明会を開催しますので多数皆さんのご参集をお待ちしています。

一、とき　七月二十八日（月）午後一時
二、ところ　八尾商工会議所講堂

検討して、こどもが健やかに、明るく幸わせに育つような環境を作ることに努めましょう。

なお日常生活での種々の問題については遠慮することなく、民生委員（児童委員兼任）保護司に相談しましょう。

民生委員（児童委員）とは
皆さんのよい隣人、よい相談相手として国から委嘱された方々で、皆さんの生活の問題、医療費の問題、児童に関する諸問題結婚相談、諸種の生業資金の問題など日常生活上生ずるあらゆる問題について、何時でも気安く相談に応じられます。

保護司とは
犯罪を犯した人の更生指導や非行青少年の指導に奉仕することを使命として、国から委嘱をうけた方々で、家庭に寄りつかない子供の問題、職もなく更生に苦しんでいる刑余者の問題などについて相談に応じておられます。

お国自慢の写真募集

近年町村合併が進み、約二百の新市が誕生し、六月末で全国の市の数は五百六に達しました。全国市長会では、これらの都市を紹介する「お国自慢」の写真を募集しています。主題はつぎの通りです。

○公会堂、交通機関、上下水道などの公共施設
○名勝・史蹟と祭礼、行事などの風俗習慣
○産業関係とくに名産・特産品

応募資格に制限はありませんが未発表作品に限ります。写真はモノクロームカラー何れでもよろしいが、モノクロームの場合は四つ切以上の引伸しに限ります。また、一枚ごとに簡単な説明と撮影場所、日時、住所、氏名を添えて下さい。

締切は来る八月二十日、あて先は東京都千代田区九段一の十四全国市長会「フォト・コンテスト係」です。

電気は正しく使いましょう

○電気の使用は、正しい知識で安全に、便利に、経済的に知ったかぶりは事故のもと。
○配線設備にも健康診断を／五百ワット以上の器具は別線で、電気洗濯機には是非アース線を。
○感電事故は梅雨時が多い、断線、垂線には手を触れぬよう電柱には勝手に上らぬこと。
○正しい電化生活、明るい家庭、ヒューズは灯数に応じたものを、コンセントは一部屋に一箇。
○新しい電気器具をご使用の際は最寄りの関西電力事業所へ

健康と生活を守る国保（2）

市民の力で育てよう

〔説〕家族全員が被保険者

保険の給付をうける方を国民健康保険では「被保険者」とよんでいます。被保険者とは、病気やけがなどの事故が起きたとき治療をうける資格のある方です。

国民健康保険の被保険者となる方は、市町村の区域に住んでいる方全部で、主人も主婦も赤ん坊もみんな被保険者となり、保険給付（治療費をうけること）をうけることができます。したがって市町村の区域内に居住し、世帯を持っている方は、その世帯員と共に一応全部被保険者にならなければなりません。但し、法律では、健康保険法、船員保険法、共済組合の組合員、又は日雇労働者健康保険の手帳の交付をうけている方、その他、社会保険によって保障されている方は、国保の被保険者から除外されることになっています。

〔解〕被保険者にあらゆる恩典

被保険者が、病気やけが、お産死亡などの事故の起きたとき、市町村が、これを保障することを保険給付とよんでいます。保険給付の範囲とか、種類とか、支給の期間、支給方法などは、市町村の条例で定めることになっていますが大体つぎのようなものです。

❶療養の給付　❷助産の給付（助産費の支給）　❸哺育上の手当（哺育手当金の支給）　❹葬祭の給付（葬祭費の支給）

療養の給付とは、被保険者が病気やけがをしたとき必要な治療をうけさせることで、最も重要な給付で、療養の給付以外は、市町村の財政の都合で行わないことも条例で定めることができますが、この療養の給付だけは法律上どうしても行わなければなりません。

助産の給付とは、被保険者がお産したときにうける給付ですが、お産してから赤ちゃんの哺育手当金を支給することもできます。

葬祭の給付とは、被保険者が死亡した場合その葬儀する方に給付することです。しかし、助産の給付や葬祭の給付は条例に規定すれば行わないこともできますし、また一件当りいくらかというように助産費、葬祭費として支給することができます。

健康を管理する保健施設

国民健康保険は、被保険者の病気やけがに対する保険給付をするだけが目的でなく、被保険者の健康を管理する保健施設も設置します。この保健施設は、被保険者がどうすれば病気にならないか、或はどうすれば被保険者が健康を保持できるかという保護施設です。

国保は市民の力で

市町村がこの仕事を始めるにはまず市町村議会に諮って収入支出の予算、事業計画、保険料（税）の算定など議会で十分研究してから国民健康保険条例を制定し、これについて市町村が知事の認可をうけることになっています。しかし、今まで述べたように、具体的なところまで行くには相当の努力と調査を要します。なぜかと申しますと、市町村内の住民の意見を十分尊重しなければならないからです。そのため市町村議会議員、自治振興委員、民生委員、婦人会各種団体代表など、できるだけ多くの人達の意見を聞くと同時に国民健康保険の印刷物を配布して、説明会とか座談会を開き、十分に国民健康保険の主旨を認識して頂かねばなりません。このようにして国民健康保険が、市町村の住民の手で守られて、被保険者の尊い生命を守り、明るい生活を保障する仕事をはじめるわけです。

（終）

水道修理サービス

水道事業所では七月二十一日から八月五日までの間サービス期間として、市内各地区をつぎの日程でサービスカーが出張します。漏水や簡単な工事はこの機会をご利用下さい。

7月21日　竹渕、亀井、跡部、太子堂
22日　大正地区
22日　天王寺屋、東弓削、八尾木、中田、刑部、柏村、曙川住宅
23日　老原、田井中、弓削、二俣、恵紀住宅
24日　都塚、南高安
25日　高安地区
27日　西郡地区、萱振
29日　山本、上ノ島、万願寺
30日　住宅公団、八尾山本団地、小阪合、中野
31日　三津、穴太、佐堂
8月1日　久宝寺
2日　楠松、渋川、安中
4日　八尾、西郷、大信寺
5日

愛の手で明るい社会

社会を明るくする運動

犯罪は人間社会にとって免がれることのできない災厄の一つです。病気には手当が必要なようにただ放っておくだけでは犯罪はなくなりません罪を犯した人々が再び間違った道に踏みこまないように、これを援け励ますなければなりません。温い愛の手をこれらの人々に差しのべて、健康な明るい社会をつくるようご協力をお願いします。

なお、期間中これらの人々の更生に役立てるために、愛の図書・衣類の寄贈並びに更生援護資金の寄贈を福祉事務所と保護司・民生委員宅で取扱っていますので宣しくご協力をお願いします。

みんなで守ろう こどもの福祉

「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生れ、且つ育成されるよう努めなければならない」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」児童福祉法が誕生して、今年で丁度十年を迎えましたが、最近の新聞紙面に見られるものは青少年の不良化、青少年犯罪の増加、交通事故・水禍などによる尊い生命の喪失など暗い痛ましい事件ばかりです。しかし誰もが、新聞紙面からこのような記事がなくなり、児童がすこやかに育つことを希っています。その希いを成就するために、私たちは深い理解と温かい愛情を持って「こどもを中心にした家族会議」「家族揃ってのリクリエーション」「こどもの目に入れては悪影響のある図書の追放」「こどもと何でも話しあえる雰囲気の造成」など、児童を中心としての家庭生活様式の改善をすすめましょう。

検察審査会の利用を

不起訴に納得できぬとき

皆さん方やお知り合の方の中に詐欺にかかったり、横領されたり暴行をうけたりして、警察や、検察庁に訴え出ても認められず、泣き寝入りしている方、納得のいかない方はありませんか。こんな時は検察審査会に申し出て下さい。

検察官は申出があった場合、いろいろ調べてみても、証拠がなかったり、証拠があって犯人を捕えても処罰を加えるほどのことはないと考えたときは、裁判所に処罰を求めることなく、そのまま手許ですませるという方法をとります。これまではこのような場合、不満があってもどうすることも出来なかったのですが、それではいけないというのでできたのが、検察審査会という役所です。検察審査会はこれら損害をうけた方の願い出などによって、その事件についてとった検察官の処置がよいか、どうかを判断するところです。

検察審査会は衆議院議員有権者名簿の中から「くじ」によって選ばれた十一人の委員の方々で会議が開かれ、関係人や証人、それにいろいろな専門家から意見をきき検察官の処置が正しいものか、どうかを審査判断するわけで、皆さんもいつその委員になられるかも知れません。

この申立についての費用は一切いりません。詳しいことは左のところに電話ででもお問合せ下さい

大阪市北区若松町
大阪地方裁判所構内
大阪第一、二検察審査会事務局
電話（34）六〇四一

◎商店の皆さん、商業統計調査にご協力下さい。